

地方公務員災害補償基金審査会会議規則

(昭和四十三年三月二十七日審査会決定)
(平成八年七月十日一部改正)

(趣旨)

第一条 地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」という。）の会議に関しては、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第二条 審査会の会議は、法第五十三条の二第一項又は第二項に規定する合議体の会議にあつては審査長が、法第五十四条第一項に規定する会議にあつては会長が招集する。

(出席の有無の届出)

第三条 審査会の委員（法第五十三条の二第一項又は第二項の合議体にあつては審査員をいう。以下「委員」という。）は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ、会長又は審査長（以下「会長等」という。）に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第四条 出席委員の数が法第五十三条の四第一項又は法第五十四条第二項に規定する定足数に達したときは、会長等が開会を宣告する。

2 閉会は、会長等が宣告する。

(発言)

第五条 委員は、発言しようとするときは、会長等の許可を受けなければならない。

2 二人以上の委員が同時に発言を求めたときは、会長等は、その一人を指定して発言させるものとする。

(表決の方法)

第六条 表決の方法は、起立による。ただし、会長等は、他の表決方法を用いることができる。

2 会長等は、出席委員に異議がないと認めるときは、これを確かめた後、表決の手続きをとらないで、可決したものとしてその旨を宣告することができる。

(会議録)

第七条 会長等は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 会議開催の日時及び場所

二 出席委員の氏名

三 議事の概要

四 裁決を行つた場合には、その内容及び賛否の数

(補則)

第八条 この規則に定めるものを除くほか、審査会の会議に関し必要な事項は、会長が法第五十四条に規定する会議に諮つて定める。